

第3期中期目標期間における 国立大学法人運営費交付金の在り方について (中間まとめ案)

1. 国立大学法人の現状と課題

国立大学は、平成16年の法人化以降、競争的な環境と自主的・自律的な運営体制のもとで、様々な改革を進め、教育研究の活性化には一定の成果を上げてきた。しかしながら、法人化から10年が経過する中で、我が国社会は、急速な少子高齢化、グローバル化、新興国の台頭による競争激化など一層急激な変化に直面している。この大きな変化は、我が国社会の現在と未来に対する不安と閉塞感をもたらしており、我が国社会は今、重大な岐路に立たされている。そうであればこそ、新たな価値を生み出す礎となる知とそれを担う人材が我が国社会の活力や持続性を確かなものとするために決定的に重要となる。教育再生、経済再生、科学技術イノベーション、地方創生など政府全体として取り組んでいる喫緊の課題を解決するために、全国的に配置されてきた国立大学がその高いポテンシャルを最大限に発揮し、卓越した研究力や質の高い教育力を通じ、日本や世界が直面する課題解決（イノベーション）に最大限貢献する組織となることがこれまで以上に求められている。

翻って、国立大学法人の運営の基盤となる財務状況をみると、法人化以降、多様な社会ニーズ等に対応するため附属病院収入や競争的経費等の外部資金の増加などにより国立大学法人の事業規模は全体として拡大してきた。しかしながら、政府全体の財政状況が極めて厳しい中、基盤的な経費である国立大学法人運営費交付金（以下「運営費交付金」という。）は減少している。また、国立大学法人ごとにみると、運営費交付金への依存度や外部資金の獲得状況など、財務構造の違いが顕著になっている。運営費交付金が減少し、外部資金が増加する中で、教育研究施設の維持管理経費や水道光熱費の増大などが影響して、若手を中心とした優秀な人材の安定的な雇用や、教育研究環境を向上するための各国立大学の戦略に多大な影響を与え、財務の硬直化を招いているとの指摘がある一方、国立大学に対しては、教育、研究、社会貢献のため、更なる改革を求める指摘も存在している。

国立大学法人への国費による支援は、教育研究の基盤的な経費である運営費交付金と教育研究活動の革新や高度化・拠点化などを図る競争的経費によるデュアルサポートシステムを支えとしてきた。しかしながら、現状では、有期の競争的経費の獲得による様々な成果が、運営費交付金の活用により、各国立大学の中に組織化されることが困難となっている。加えて、間接経費が措置されていない競争的経費等の外部資金により進められる研究事業の基盤を整備する経費の不足や、これらの事業終了後における成果の組織化にも困難を来している。このように、競争的経費により重点的に支えられている教

育研究活動については学術面、社会経済への貢献面から大きな効果を上げている一方で、デュアルサポートシステムに機能不全が生じつつあり、安定的な教育研究活動や全学的視点に立った各国立大学の構想力の実現が阻害されているとの批判もなされており、大学内外の資源を最適化することが求められている。

2. これまでの運営費交付金に係る改善点とその課題

運営費交付金は、6年間の中期目標期間を通じて、各国立大学法人がそれぞれの中期目標・中期計画に基づき、安定的・持続的に教育研究活動を行っていくために必要な基盤的経費である。

法人化時（平成16年度予算）においては、法人化前の公費投入額を踏まえ、従来の水準の教育研究が引き続き行えるよう法人化以前の配分実績を基に算定し、平成17年度以降は、前年度の予算を基礎として、諸係数を乗じるなどして交付額を決定する仕組みとなった。

第1期中期目標期間の運営費交付金の算定については、事業の効率化などの経営努力により、一定の削減を求める「効率化係数」により、対象となる事業費の一一律1%の減額を求め、また、「経営改善係数」により、附属病院運営費交付金の交付を受ける法人に一律2%の病院収入の増収を図り、附属病院運営費交付金の減額を求めていた。

第2期中期目標期間は、第1期の「効率化係数」及び「経営改善係数」を廃止し、期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進することを目的とした「大学改革促進係数」を新たに創設し、この係数を活用して財源の確保を行った上で、改革に積極的に取り組む国立大学法人に対して重点支援を行うため、従来の特別経費とは別に運営費交付金が増額となる配分の仕組みを導入した。

今般の、第3期の運営費交付金の算定・配分のルールの設定に当たっては、第2期のルール等に次の課題があることを考慮する必要がある。

- ・大学改革促進係数により財源を確保した部分と、重点配分した部分の関係が不明確。
- ・規模、分野、ミッション等の異なる国立大学法人に対して、文部科学省が提示した6

項目^{*1}のうちから最大4項目を選択（中期目標期間中は固定）し、教育研究プロジェクトの支援を行う仕組みでは、選択の幅が広すぎ、結果として各国立大学の強み・特色をより伸ばすことにつながっていない。

- ・各国立大学の学内における予算配分においては、部局に対し、従来配分している金額を前提として配分している場合も見受けられ、各国立大学が持つ多様性や強み・特色をいかした学内資源配分が不十分。
- ・研究者のインセンティブや国立大学の活力を高めるための人事給与システムの構築が不十分。
- ・附属病院の有無以外に各国立大学の財務構造を踏まえたきめ細かい算定が不十分。
- ・各国立大学に支援を行った取組の成果の検証が不十分。
- ・学長のリーダーシップを支える学長裁量経費の確保が困難な場合も見受けられる。

3. 第3期中期目標期間における国立大学法人の在り方

国立大学の役割としては、中央教育審議会答申等でも指摘されているように、「例えば、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模な基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保等」^{*2}がある。法人化以降も、国立大学としてのこうした役割に変わりはないが、むしろ、社会からは、国立大学が常に社会への貢献を第一に意識し、このような多様な役割を更に發揮することが求められている。そして、各国立大学がそれぞれの役割を認識しながら機能を高めていくことで、強み・特色が形成されていくものである。

こうした国立大学の基本的な役割を前提としつつ、時代の変化や社会の要請を踏まえ、平成25年度に策定された「国立大学改革プラン」においては、各国立大学の機能強化の視点として、「強み・特色の重点化」「グローバル化」「イノベーション創出」「人材養成機能の強化」の四つの視点が提示されており、「改革加速期間」と位置付けた平成25～27年度における取組として、「ミッションの再定義」を踏まえた各国立大学の創意工夫に基づく機能強化構想に対し、重点的な支援が行われてきた。各国立大学では、科学技術イノベーション創出を支える高度な研究組織の整備、特定分野において我が国の教育研究拠点となる組織の整備、全国的に均衡のとれた配置の下で、それぞれの地域課題に

*1 文部科学省が提示した項目は、①国際的に卓越した教育研究拠点機能の充実、②高度な専門職業人の養成や専門教育機能の充実、③幅広い職業人の養成や教養教育機能の充実、④大学の特性をいかした多様な学術研究機能の充実、⑤産学連携機能の充実、⑥地域貢献機能の充実、の6項目。

*2 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日）

対応し、地域産業界との連携、地域を支える人材養成など、地域の活性化拠点となる組織の整備、強み・特色をいかして社会のニーズに応える新たな組織の設置等が進められており、特に、第3期中期目標期間の開始年度である平成28年度に向けて、多くの国立大学が学部新設を含む組織改革を積極的に構想している。

また、政府の諸会議においては、大学に期待されている取組の方向性として、例えば次のような提言や指摘もなされている。

- 大学教育については、大学教育全体としてのカリキュラム・マネジメントを確立するとともに、主体性を持って多様な人々と協力して学ぶことのできるアクティブ・ラーニングへと質的に転換する。大学入学者選抜についても改革を進める。^{*1}
- 知識基盤社会にあっては、社会人になってからも学習の意欲を持ち続けることが重要であり、「大学＝18歳入学」という日本型モデルを打破し、大学等において、社会人が新たな能力を獲得するための学び直し機能を質・量ともに強化することが必要。^{*2}
- 科学技術イノベーション推進の主要なセクターである大学、公的研究機関、民間企業の果たす基本的役割を踏まえた上で、若手人材のキャリアシステムの改革を始めとする人材システム改革、イノベーションの源泉としての学術研究・基礎研究の推進、本格的な産学官連携など持続的なオープンイノベーションを可能とする新たなイノベーションシステムの構築等に取り組むべき。^{*3}
- 学術研究の面においては、「挑戦性、総合性、融合性、国際性」といった現代的な要請に着目しつつ、学術研究の多様性を進化させることで、卓越した知の創出力を強化し、学術研究の本来的な役割を最大限果たせるよう、資源配分の思い切った見直しを行う。^{*4}
- 「あるべき学術研究の姿」の実現に向けて、大学自らのビジョンや戦略に基づく役割の明確化、教育研究組織の再編成、学内資源の効率的な再配分による全学的な学術基盤の強化などを通じて、融合分野の推進や将来の飛躍に結び付く水準の高い学術研究の多様性を確保することが求められる。^{*5}
- イノベーションの創出という観点からは、中長期の経済成長を持続的に実現する上で、中長期的に大きなイノベーションの成果につながることが期待できる豊富な技

*1 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日）参照。

*2 教育再生実行会議「これからの中長期の大学教育等の在り方について（第三次提言）」（平成25年5月28日）参照。

*3 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会「我が國の中長期を展望した科学技術イノベーション政策について～ポスト第4期科学技術基本計画に向けて～（中間取りまとめ）」（平成27年1月20日）参照。なお、科学技術イノベーションとは、科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて経済的・社会的・公共的価値の創造に結び付ける革新のこと。

*4 科学技術・学術審議会学術分科会「学術研究の総合的な推進方策について」最終報告（平成27年1月27日）参照。

*5 科学技術・学術審議会学術分科会「我が國の学術研究の振興と科研費改革について（第7期研究費部会における審議の報告）（中間まとめ）」（平成26年8月27日）参照。

術シーズを有する大学の知の創出機能の強化、イノベーション創出力の強化、人材育成機能の強化に取り組む。^{*1}

- 地方創生という観点からは、地域社会経済の活性化や地域医療に貢献するための教育研究環境の充実、地方公共団体との連携による雇用創出や若者定着に向けた取組、地域産業を担う高度な地域人材の育成などに取り組む。^{*2}
- 施設整備という観点からは、特に高度経済成長期に急速に整備がすすめられた施設の老朽化や新たな社会ニーズや教育研究への対応等による保有面積の増大などの課題がある中で、国は国立大学の施設整備を「安全・安心な教育研究環境の基盤の確保」、「サステイナブル・キャンパスの形成と地域との共生」、「国立大学等の機能強化への対応」の三つの方向性に沿って進めつつ、各大学は限られた資源に留意しつつ国立大学が自らの責任において主体的に施設マネジメントを行う。^{*3}

こうした状況や国立大学に対する期待を踏まえ、本検討会においては、「国立大学改革プラン」に示されたとおり、第3期中期目標期間における国立大学法人の目指す姿を、各国立大学が形成する強み・特色を最大限にいかし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出していくことにあると考える。

各国立大学法人では、各国立大学の自主性・自律性を前提としつつ、学長のリーダーシップの下、国立大学に対する社会の様々なニーズに応えていくため、各国立大学の強み・特色をいかした教育力・研究力による社会的な課題解決を意識した各国立大学の目指すビジョンと、それを実現するために必要な組織の在り方を明確にし、戦略的な運営体制を構築するマネジメントの改革を可能とする「自ら改善・発展する仕組み」を構築する必要がある。平成27年度から学校教育法及び国立大学法人法の一部改正法が施行され、学長のリーダーシップの下、学内における意思決定過程の明確化や透明化の制度的基盤が整備される。このような取組と併せて、学内の財務構造の分析を含むIR（インスティテューションナル・リサーチ）機能の強化等を図り、大学ポートレートなどを活用しながら情報公開を積極的に行うことにより、国立大学としての明確なビジョンを定め、体制を構築する必要がある。国立大学法人を運営するために必要な財務基盤をできる限り安定化させる中でこのような取組を進めながら、競争的な環境を構築するとともに、具体的な課題には大学間の共同した取組を促進することにより、各国立大学の個性を際立たせ、持続的に地域や我が国社会を支える人材を生み出し、グローバルな競争の中で未来を切り開くイノベーションを生み出す基盤を整備することができると考える。

*1 産業競争力会議新陳代謝・イノベーションWG 「イノベーションの観点からの大学改革の基本的な考え方」（平成26年12月17日）参照。

*2 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）参照。

*3 今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議「検討の方向性・課題の整理に関する中間まとめ」（平成26年8月4日）参照。

また、国の活力を維持し向上させていく基盤は、何よりも人材である。現在横ばいで推移している我が国の18歳人口が、第3期中期目標期間の終了する平成33年頃からは減少に転じるとされる中、優れた資質・能力を有する多様な学生を受け入れ、その力を最大限に伸ばしていくことは、国立大学の教育研究に刺激と発展をもたらすのみならず、社会の活力を生み出すものと考えられる。特に、国立大学のグローバル化は、「国立大学改革プラン」でも指摘されているように早急に取り組まなければならないことであり、外国人留学生を積極的に受け入れていく教育環境を整えることは重要である。同様に、知識基盤社会において、社会人の継続的な能力の向上は重要であり、国立大学において、社会人が新たな能力を獲得するための学び直し機能を質・量ともに強化することが必要である。

このような国立大学の目指す姿の実現に向かって改革を進めていくためには、その活動を支える各国立大学法人の財務基盤の充実が求められる。厳しい財政状況の下ではあるが、文部科学省においては所要の運営費交付金の確保に努めつつ、各国立大学法人においては経費の節減や効率化を不断に行うとともに、教育研究組織の再編成、教職員の配置の適正化、施設・スペース等の有効活用などの学内資源の再配分や外部資金等の多様な財源の受入れを積極的に進める必要がある。

その上で、大学間のネットワークを重視し、国立大学を含む我が国の教育研究の機能を全体として発展させる視点も重要である。各国立大学が有する多様な強み・特色をいかして、共同利用・共同研究を積極的に推進したり、様々なネットワークを形成したりすることにより、大学全体で高い総合力を発揮することができると考えられる。このため、国際的な活動を進める上で、海外大学とのネットワークのほか、基幹的な大学と他の大学間との共同利用・共同研究の推進、地方大学間におけるネットワーク、大学と大学共同利用機関など、多様な共同の取組やネットワークが、教育、研究それぞれに構築されるような取組を促進することも必要である。あわせて、教員の流動性の確保や世代別の教員構成にも十分配慮し、大学教員が魅力あるキャリアの一つとなるような環境の整備を図っていくことも重要である。

4. 第3期中期目標期間における大学共同利用機関法人の在り方について

大学共同利用機関は、国公私立全ての「大学における学術研究の発展等に資するために設置される大学の共同利用の研究所」（国立大学法人法第2条第4項）として、個々の大学では整備・運営が困難な最先端の大型装置や大量の学術データ、貴重な資料等を全国の研究者に提供することを通じ、大学の枠を越えた共同研究を推進し、関連分野の研究水準の向上を目的とする、我が国独自の制度に基づく研究機関である。平成16年の法人化を経て、現在、四つの大学共同利用機関法人の下に17の機関が設置されている。

大学共同利用機関法人は、これまで、我が国の大規模な学術研究水準を維持・向上させ、国際頭脳循環のハブ、人材育成のハブとしての機能の向上や大学院教育への協力に向けた取組を推進するなど我が国における学術研究のナショナルセンターとしての機能を果たしてきたところであるが、今後、大学共同利用機関法人に対して、一層の取組が期待される役割としては、科学技術・学術審議会において、次のとおり、大きく3点に整理されている。

一つは、研究者コミュニティ全体への貢献である。大学共同利用機関法人は、その機能を通じて我が国全体による当該分野の学術研究の進展のみならず、広く研究者コミュニティ全体に対して貢献している。また、共同利用・共同研究と不可分一体の関係にある学術研究の大型プロジェクトの推進を通じて、研究者コミュニティを活性化させる側面も有する。

二つは、大学の機能強化への貢献である。大学共同利用機関法人は、大学の機能強化に対して直接的な貢献を果たしている。共同利用・共同研究により、施設や資料の利用で各大学の研究者に直接メリットがあるのみならず、共同研究に参加する研究者の知見が深まり、人的ネットワークが拡大することで、更なる研究シーズが生まれる。また、学術情報システムのネットワークなど各大学共通の学術研究基盤の提供によっても、大学の学術研究体制の整備に貢献している。総合研究大学院大学をはじめとする大学院教育を通じた人材育成機能も、優れた研究環境の下での学問横断的な教育を通して、広い視野を持った国際的に活躍する人材の育成に寄与している。

三つは、社会への貢献である。大学共同利用機関法人は、学術研究に対する現代的要請に応え、社会課題解決のための現代社会における実際的な経済的・社会的・公共的価値を創出する役割を、共同利用・共同研究の仕組みを通じて実現し、社会に貢献することができる。また、国民・社会の科学への関心という観点でも、研究の最先端性、分野の多様性など、国民・社会の科学に対する関心を惹起し、次世代の科学者を育成する素地を有している。加えて産学官連携による地域イノベーションの創出は、地域創生に大きく寄与するものであり、各大学共同利用機関法人が有する研究のシーズを地域の雇用や新産業創出に積極的にいかすため、地域との連携体制の強化や地方自治体や産業界と連携することが求められる。

本検討会では、第3期中期目標期間に目指す姿として、大学共同利用機関法人に期待される三つの貢献を通じて、大学共同利用機関法人をはじめとする共同利用・共同研究体制全体の機能強化を図ることで、大学の機能強化に貢献し、さらには、日本全体の研究力向上に寄与することで、我が国の研究力の機能強化による好循環を実現するとともに、各大学共同利用機関法人が形成する強み・特色を最大限にいかし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出していくことにあると考える。

また、各大学共同利用機関法人では、各大学共同利用機関の自主性・自律性を前提としつつ、機構長のリーダーシップの下、大学共同利用機関法人に対する社会の様々なニ

ーズに応えていくため、各機構の目指すビジョンとそれを実現するための必要な組織の在り方を明確にし、戦略的な運営体制を構築するマネジメントの改革を可能とする「自ら改善・発展する仕組み」を構築する必要がある。加えて、法人の財務構造の分析を含むＩＲ機能の強化等を図り、情報公開を積極的に行い、トップマネジメントの強化、資源の積極的活用、情報発信力の強化などを図ることにより、改革を進めていく必要がある。法人を運営するために必要な財務基盤をできる限り安定化させる中で、こうした法人内での改革の取組を進めつつ、法人外では競争的な環境を構築することにより、個性を際立たせ、特に、当該分野における国際的な頭脳循環ハブとしての機能を発揮させ、グローバルな競争の中で未来を切り開くイノベーションを生み出すことができると考える。

また、少子高齢化の進捗の中で、大学共同利用機関法人は、優れた研究者人材の人材育成のハブとして、また、人材の多様化を促進するなどの人事制度改革を先導することで、当該分野を支える研究者人材を輩出していくとともに、人材育成を通じて大学の機能強化に一層貢献することが期待される。

このように、大学共同利用機関法人の目指すべき姿を実現するための改革を進めていくためには、その活動を支える財務面における充実が求められている。我が国の厳しい財政状況の下ではあるが、文部科学省においては所要の運営費交付金の確保に努めつつ、各大学共同利用機関法人において、経費の節減や効率化を不斷に行いつつ、法人内資源の再配分や外部資金等財源の多元化を積極的に進める必要がある。

なお、大規模プロジェクトについては、多額の後年度負担が生じており、予算の硬直化を招きかねないことから、事業を開始・継続するに当たって、後年度も含んだプロジェクト全体の資金計画を策定の上、効率的な運用に向けた取組を積極的に進める必要がある。

5. 第3期中期目標期間における運営費交付金の配分方法等

第3期中期目標期間における国立大学の目指す姿や第2期の運営費交付金の配分方法に係る課題を踏まえつつ、第3期の運営費交付金の在り方としては、国立大学の機能強化を一層進めていく観点に立ち、各国立大学法人の規模、分野、ミッションや財務構造等を踏まえたきめ細かな配分方法を実現するとともに、配分方法の透明性を高めることが必要である。

その際、運営費交付金は、国立大学法人がそれぞれの中期目標・中期計画に基づき、安定的・持続的に教育研究活動を行っていくため、人材の確保や教育研究環境の整備に

必要不可欠な経費であるということを踏まえつつ、各国立大学のビジョンに基づいた改革を迅速に実現させるための手段として、透明性を確保しつつ運営費交付金の配分を考えるべきである。また、受託研究収入などの外部資金の獲得等により、収入の増加が図られた場合には、運営費交付金を減額せず、各国立大学法人の增收努力を考慮するものとしてきた従来の取扱いは踏襲すべきである。なお、一般運営費交付金、特別運営費交付金、特殊要因運営費交付金、附属病院運営費交付金という、運営費交付金の区分については、今後引き続き具体的な在り方を検討すべきである。

その上で、第3期の運営費交付金の配分方法は、次のような改善を図ることが必要である。

- ・ 現在の大学改革促進係数を見直し、新たに、第3期における各国立大学の機能強化の方向性に応じて、その取組を支援することを目的とした「機能強化促進係数（仮称）」により一定の財源を確保した上で、改革に積極的に取り組む国立大学に対して運営費交付金を重点配分する仕組みを導入する。
- ・ 学長がリーダーシップを発揮しながら、教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進するための仕組みを導入することとし、現在の区分でいう「一般運営費交付金対象事業費」の中に、「学長の裁量による経費（仮称）」を新たに区分する。

第3期中期目標期間における大学共同利用機関法人の運営費交付金の配分方法等については、基本的には国立大学法人と同様とするが、一部、大学共同利用機関法人の特性に応じて対応することが必要である。【(1) エ、(2) ア、イ、(3) は国立大学法人と同様の扱いとする】

以下、それぞれの基本的な考え方を整理する。

（1）機能強化の方向性に応じた重点配分の枠組み

ア 基本的な考え方

【国立大学法人】

各国立大学法人の財務構造等を考慮しつつ、「国立大学改革プラン」を踏まえてこれまで進めてきた各国立大学の機能強化の取組を基に、第3期においては、各国立大学の強み・特色の発揮を更に進めていくため、現在の大学改革促進係数を見直し、新たに、第3期における各国立大学の機能強化の方向性に応じて、その取組を支援することを目的とした「機能強化促進係数（仮称）」により一定の財源を確保した上で、機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し運営費交付金を重点配分する仕組みを導入する。その際、どの国立大学においても、その取り巻く状況に応じて3.に記載したような多様な役割を果たしており、また、現在求められている国立大学への様々な期待に応える必要がある点を総合的に勘案し、第3期における各国立大学の機能強化

の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、予算上、三つの重点支援の枠組みを新設する。

各国立大学は、それぞれの機能強化の方向性や第3期を通じて特に取り組む内容を踏まえ、自ら選択したいはずれか一つの枠組みにより重点支援を受けることとする。これらの枠組みについては、枠組みごとに競争性を確保しつつ、基本的には中期目標期間を通じて支援する仕組みを前提として運営費交付金の予算配分に反映することとする。

この三つの重点支援の枠組みについては、全ての国立大学が、国立大学法人法第1条に規定するように、「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図る」目的を有しており、各国立大学が多様な機能や役割を担っていること、新たな社会ニーズに適切に応えることが要請されていることを前提とした上で、第3期においても国立大学が多様な役割を果たしつつ、特に重点的に取り組む内容を踏まえて各大学が自ら一つの枠組みを選択するものである。したがって、各国立大学が果たす機能や役割を限定するものではない。また、この三つの重点支援の枠組みは、各国立大学において実施される個々の教育研究やプロジェクトではなく、各大学の強み・特色を明確にする取組を重点的に支援することを目的としていることから、支援の枠組みを複数選択できるようにすることは、機能強化の方向性をあいまいにすることとなり適切でないものと考える。

なお、各国立大学の選択した枠組みは、中期目標期間を通じた支援であることを前提に、取組の進展等に応じて変更することを妨げないことに留意すべきである。

また、「機能強化促進係数（仮称）」の具体的な割合については、平成28年度の予算編成過程において決定されるものと考える。

重点支援①

主として、人材育成や地域課題を解決する取組などを通じて地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界ないし全国的な教育研究を推進する取組等を第3期の機能強化の中核とする国立大学を重点的に支援する。ここでいう「地域」の捉え方は、各国立大学の事情に応じて柔軟に設定することができるものとする。この枠組みについては、運営費交付金の重点支援の仕組みを通じて、人材育成や研究力の強化の取組を推進できるような支援を行う。

重点支援②

主として、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で地域というより世界ないし全国的な教育研究を推進する取組等を第3期の機能強化の中核とする国立大学を重点的に支援する。この枠組みについては、当該分野に重点を置いた人材育成や研究力の強化の取組を推進できるような支援を行う。

重点支援③

主として、卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に世界で卓越した教育研究、社会実装を推進する取組を第3期の機能強化の中核とする国立大学を重点的に支援する。この支援の枠組みについては、国際レベルの競争的な環境下で、人材育成や研究力の強化の取組を推進できるような支援を行う。

このほか、高等教育に関する政策課題のうち国立大学に共通する課題等に関する重点支援として、例えば、新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた大学教育や大学入学者選抜の改革等のように、現在又は今後新たに生じてくる国立大学に関する政策課題を推進する取組や、附属病院の機能強化、共同利用・共同研究拠点の機能強化などといった国立大学に広く関わる取組を支援する枠組みを設ける。

【大学共同利用機関法人】

大学共同利用機関法人は、大学の枠を越えた多様な各分野のナショナルセンターを包含している法人の特性に応じた世界最高水準の研究機能の強化を図ることで、研究者コミュニティや社会への貢献、大学全体の研究力強化に貢献するものである。このような、1法人が複数のナショナルセンター的機能を包含しているという特性に応じて、大学全体を俯瞰し、関連分野をはじめとする学術研究全般の研究機能を更に強化するため、新たに次の重点支援の枠組みを設定する。

各法人は、開かれた共同利用・共同研究の推進を前提として、各法人の機能強化の方向性に沿って行う取組別に自ら選択した支援の枠組みにより重点支援を受けることとする。

重点支援①

主として、大型装置等を用いて世界の学術研究の中核として国際協力・国際共同研究などにより先導的なモデルとなる研究システムの創出につながる研究力強化の取組を支援する。

重点支援②

主として、特定分野における大学共同利用機関を中心とする大学間連携やネットワーク形成による新たな学問分野の創生に資する取組など、大学の枠を越えた研究拠点を形成・強化する取組を支援する。

重点支援③

主として、大学全体の学術研究の基盤構築や運営等を効果的・効率的に推進する取組など、強み・特色ある分野の教育研究を基礎として大学全体を支える研究環境基盤を構築・強化する取組を支援する。

イ 予算配分の決定方法

【国立大学法人】

まず、三つの重点支援の枠組みについては、次のような予算配分の仕組みとする。

- ① 文部科学省は、三つの枠組みごとに、概算要求を行う上での支援の観点や留意点を決定し、各国立大学法人に提示する。その際には、例えば、教育研究組織の再編成、教育研究システム改革、関連する教育研究プロジェクト、マネジメントの改革（施設等も含めた）、人事給与システム改革、重点支援終了後の対応など、機能強

化を実現するための具体的な工夫や方策を盛り込むように求めることとする。

なお、支援の観点や留意点の事例としては、例えば、「全学的かつ組織的な体制のもとでの社会ニーズを捉えた人材育成」「強み・特色のある分野を更に伸長する新興・融合分野の形成」「強み・特色のある分野における国内外の大学等間共同利用・共同研究やネットワーク構築による拠点機能の強化」「国際的な教育研究システムの導入による国際通用性のある人材育成」などが考えられるが、具体的には、各年度の概算要求に先立って決定する。

- ② 各国立大学法人は、支援の観点等を踏まえて、平成28年度の概算要求時に枠組みを選択し、取組構想を提案する。
- ③ 評価指標については、各国立大学法人の取組構想の多様性に配慮し、各国立大学法人が、取組構想の内容に応じて、中期目標期間を見通した取組の成果を検証するため、原則として測定可能な評価指標（KPI）を独自に設定するとともに、支援の観点ごとに文部科学省が提示する複数の指標から関連する指標を選択し設定する仕組みとする。なお、評価指標は、各国立大学法人独自の指標を精選して設定することを主とし、文部科学省が最低限加えるべきものとして提示する指標を各国立大学法人において選択し設定する。また、各国立大学法人独自の評価指標については、その妥当性を裏付けることができるよう、各国立大学法人において比較すべき指標（ベンチマーク）や客観的な根拠を用意する。
- ④ 文部科学省は、有識者の意見を踏まえ、重点支援の対象とする取組構想を選定する。選定された取組については、原則として、三つの重点支援の枠組みごとにまとめた「機能強化促進係数（仮称）」による財源を活用し、改革の取組内容に応じた重点支援として、国立大学法人ごとの運営費交付金に加えて配分する。

次に、高等教育に関する政策課題のうち国立大学に共通する課題等に関する重点支援については、文部科学省があらかじめ支援項目を各国立大学法人に提示し、各国立大学法人は項目に応じて取組構想を提案するとともに、取組の成果を検証するため、原則として測定可能な評価指標（KPI）を設定する。文部科学省は、有識者の意見を踏まえ、重点支援の対象とする取組構想を選定し予算配分する。

【大学共同利用機関法人】

大学共同利用機関法人については、予算配分の仕組みとしては国立大学法人と同様であるものの、その特性に応じた対応として、支援の枠組みについては、各大学の先導的なモデルとなる研究システムの創出など大学の機能強化への貢献を中心とし、支援の観点や留意点を設定する。また、評価に当たっては、学術研究の大型プロジェクトにおいて最先端研究を国際協力・国際共同で推進していることに留意して評価を行う。

ウ 評価の方法及び評価指標の設定

【国立大学法人】

機能強化の方向性に応じた重点配分については、次のような評価の方法の仕組みとする。

原則として、年度ごと（取組構想等の内容により一部複数年ごと）に、有識者の意見を踏まえつつ取組構想の進捗の状況を確認するとともに、あらかじめ設定した評価指標等を用いて、取組によりどの程度向上したのか、その向上の度合いに応じて、例えば3～5程度の段階で評価を実施し、その結果を踏まえて次年度の予算配分における重点支援部分に反映させる。

具体的な評価指標の設定に当たっては、各国立大学法人の取組構想に応じた多様な成果指標を設定することが可能であるが、文部科学省が提示する評価指標については、次のような観点で設定すべきである。その際、各国立大学法人が設定する指標は、各国立大学の規模や専門分野の特性を踏まえる観点から、教員一人当たりの状況等や学部・研究科等の単位で評価を行うことができるように行うことには配慮すべきである。

（なお、具体的な評価指標の例については、別紙1参照。）

- ・重点支援①のうち、地域に貢献する取組については、その国立大学と地域とのネットワーク形成や連携協力の程度、あるいは地域にどの程度貢献しているのかといった観点を重視するとともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野に関する取組については、当該分野の教育研究における取組の卓越性や、世界的・全国的なネットワークの中核的な機能などについての観点を重視する。
- ・重点支援②については、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野の教育研究における取組の卓越性や、世界的・全国的なネットワークの中核的な機能などについての観点を重視する。
- ・重点支援③については、全学的な教育研究の世界での卓越性や国際性の観点を重視する。

【大学共同利用機関法人】

（大学共同利用機関法人の具体的な評価指標の例については、別紙2参照）

- ・重点支援①については、世界の学術研究の中核として国際協力・国際共同研究など大学を俯瞰する先導的なモデルとなる研究システムの創出の観点を重視する。
- ・重点支援②については、大学間連携やネットワークの構築などを通じた新たな学問分野の創生の観点を重視する。
- ・重点支援③については、大学の学術研究の基盤構築や運営等の効果的・効率的な推進の観点を重視する。

大学共同利用機関法人の特性に応じた対応として、機能強化の方向性に応じた重点配分の評価の仕組みとして、各法人において中期目標期間の前半期までに国際性や学問的専門性の観点から、教育・研究を中心とした外部評価を行い、その結果を文部科学省に報告し、その結果を踏まえて予算配分に反映させる。

工 機能強化における優れた取組の「一般運営費交付金」への加算

第3期には、機能強化の方向性に応じた重点配分の枠組みを設け、進捗状況の確認や評価に応じて運営費交付金を重点支援する仕組みを導入するが、教育研究組織の再編成や教育研究のシステム改革などについては、予算による支援の終了後、取組の継続が困難になる場合も想定される。重点支援による取組は、支援終了後については各国立大学法人の既存の財源による継続を原則として、各国立大学法人において支援終了後の対応をあらかじめ設定しつつも、重点支援を行った優れた取組については、その経費を現在の区分でいう「一般運営費交付金」の配分に一定の加算をすることとし、その取組が継続して行えるような仕組みを導入すべきである。

(2) 「学長の裁量による経費（仮称）」の区分

ア 基本的な考え方

学長がリーダーシップを発揮し、学内のマネジメント機能を予算面で強化する観点から、組織の強み・特色や機能を最大限発揮できるように、組織の自己変革や新陳代謝を進めるための教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進するための仕組みとして、現在の区分でいう「一般運営費交付金対象事業費」の中に「学長の裁量による経費（仮称）」を新たに区分する。

「学長の裁量による経費（仮称）」は、平成27年度に施行される学校教育法及び国立大学法人法の一部改正法等を踏まえ、これまで各国立大学で取り組んできた実績を基に、各国立大学のビジョンに基づく学内資源の再配分の取組（人的・物的・予算・施設利用等の見直し）により、教育研究活動の活性化や新たに各国立大学の強み・特色となる分野の醸成、学長を支援する体制の強化など業務運営の改善を図ることを目的とする。

「学長の裁量による経費（仮称）」の具体的な割合については、平成28年度の予算編成過程において決定されるものと考える。

なお、この経費の設定が、運営費交付金全体が学長のリーダーシップの下で使用されるべきものであるという基本的な性格を変更するものではない点に留意すべきである。

イ 「学長の裁量による経費（仮称）」の設定

- ① 文部科学省は、国立大学法人ごとに、第3期中期目標期間中に想定される「学長の裁量による経費（仮称）」の規模を算出し、各国立大学法人に提示する。
- ② 各国立大学法人は、①で提示した以上の規模で、これまで取り組んできた実績を踏まえた大学のビジョンに基づき計画を作成し、年度ごとに活用する額を設定して取組を実施する。なお、各国立大学法人の取組に応じて、各年度の活用する額を変更することも可能とする。

ウ 「学長の裁量による経費（仮称）」に基づく活動等による実績の評価と予算配分への反映

【国立大学法人】

「学長の裁量による経費（仮称）」は、この経費を活用した様々な取組による教育研究活動の活性化や新たに国立大学の強み・特色となる分野の醸成、学長を支援する体制の強化など業務運営の改善を目的とすることから、有識者の意見を踏まえつつ、各国立大学におけるこの経費を活用した業務運営の改善の実績や教育研究活動等の状況を中期目標期間の3年目及び5年目に確認し、その結果に応じて改善の促進や予算配分に反映する。

なお、各学長がこの経費を活用した教育研究活動や業務運営の改善を行うに当たっては、例えば、大学全体の長期ビジョンの策定、IRの充実、学内予算や人的資源の把握と分析、研究成果等も含めた積極的な情報公開、改革を進めるための新たな仕組みの導入、障害のある学生や外国人留学生等に対する支援の充実、施設・スペースの有効活用、ステークホルダーからのニーズに対する運営への反映、柔軟かつ機動的な教育研究組織を構成する教員組織の編成、外国人・女性・様々な経験を持つ教員など多様な教員構成、世代別教員構成を考慮した若手教員の雇用促進・テニュアトラック制などの人事給与システムの改善、法令遵守や研究健全化の取組、共同利用・共同研究の仕組みの活用などの観点が重要であり、これらを踏まえた取組を行うことが考えられる。

【大学共同利用機関法人】

国立大学法人と同様に、有識者の意見を踏まえつつ、各大学共同利用機関法人におけるこの経費を活用した業務運営の改善の実績や教育研究活動等の状況を中期目標期間の3年目及び5年目に確認し、その結果に応じて改善の促進や予算配分に反映する。なお、各機構長がこの経費を活用した教育研究活動や業務運営の改善を行うに当たっては、上記の国立大学法人の観点に加え、大学共同利用機関の役割である国内外の連携構築、研究者の受入れ等の人材育成などといった当該分野の発展を通じた大学全体の研究力強化への貢献などの観点が重要であり、これらを踏まえた取組を行うことが

考えられる。また、大学共同利用機関法人の特性に応じた対応として、各法人において中期目標期間の前半期までに国際性や学問的専門性の観点から教育・研究を中心とした外部評価を行い、その結果を文部科学省に報告し、その結果を踏まえて予算配分に反映させる。

(3) 第3期中期目標・中期計画との関係について

各国立大学法人等は、現在、平成26年9月9日に国立大学法人評価委員会から示された「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」を踏まえ、第3期中期目標・中期計画について検討を行っているところである。「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しに関する視点」においては、「大学として特に重視する取組については、明確な目標を定め、その目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標を設定することが必要であり、その上で中期目標・中期計画を策定することが求められる。」とされている。機能強化の方向性に応じて重点支援を受ける取組構想は、国立大学法人等として特に重視する取組であることから、その取組構想は、当然に中期目標・中期計画に記載され、また、中期計画に書き込まれるべき「検証することができる指標」は、重点支援を受ける取組構想の評価指標を踏まえて設定されることが想定される。

重点支援に係る評価指標が中期目標・中期計画と連動していくことにより、その後の自己点検・評価においても、重点支援を受ける取組構想の進捗状況の管理と年度評価による中期目標・中期計画の進捗状況の管理と同じ観点から行うことが可能となる。

6. 競争的研究費との一体改革

運営費交付金の改革及び競争的研究費の改革は、我が国の知の創出機能、イノベーション創出力、人材育成機能の強化を考える上で双方とも重要なものであり、それぞれの改革が相まって一体的な改革として相乗効果を生むことが期待される。

競争的研究費改革については、科学技術・学術審議会を中心に検討が進められてきており、加えて、平成27年2月には「競争的研究費改革に関する検討会」が設置されており、我が国の研究力強化を飛躍的に高める方向で議論が進められている。今後これらの検討状況を踏まえつつ、運営費交付金の在り方についても必要な検討を行う。

7. 財源の多元化や自律的な運営を図るための今後の検討課題

国立大学法人が、安定的な運営を行っていくためには、運営費交付金だけでなく、自己収入を増加させるための取組等を併せて進め、法人運営に係る財源の多元化を図ることができるようにすることが不可欠である。このような観点から、例えば次のような点や自律的な運営を図るための規制緩和、土地、建物その他の保有資産の有効活用等について、今後の検討が望まれる。

(1) 寄附金

国立大学法人に対する寄附については、一定の優遇税制が認められているが、国立大学法人と学校法人では、個人の寄附に関する税額控除の面で差が生じている。今後は、学校法人の取組も参考にしつつ、寄附が拡大していくような具体的な取組とともに、その効果的な運用について検討をしていく必要がある。

(2) 学生納付金

授業料等の学生納付金は、国立大学法人の基盤を支える重要な収入の一つである。これまで文部科学省令で設定した標準額とほぼ同額を設定している国立大学法人が大部分であるが、今後、各国立大学法人における学生納付金の設定の在り方についても、授業料の減免等による低所得者への配慮を十分に行いつつ検討していくことが考えられる。

(3) 特定研究大学（仮称）について

産業競争力会議から提案されている「特定研究大学（仮称）」については、グローバルに競争する世界水準の研究大学の形成を図る制度として考えられているが、機能強化の方向性に応じた重点支援との関係の整理なども含め、条件の設定や支援方策、評価の在り方などについて、今後検討していく必要がある。

8. おわりに

ここまで、第3期における運営費交付金の在り方等について検討を進めてきた。この中間まとめにおいては、基本的な方針や考え方を示しているところであるが、詳細な制度設計については今後決定されていくことを考慮し、平成28年度概算要求については弹力的に対応することが必要であることは付言しておきたい。

これまで、各国立大学法人は、業務の効率化や自己収入の獲得の努力を進め、保有する資源を有効に活用し、学部・大学院や研究センター等の組織再編により、優秀な人材を輩出し、世界トップレベルの研究を行い、地域課題等へ対応してきた。こうした取組を今後も進めていくためには、基盤的経費である運営費交付金の確保は不可欠である。厳しい財政状況ではあるが、文部科学省としても必要な予算の確保に引き続き努力が望まれる。また、国立大学法人においても外部資金の獲得など財務基盤の充実に努めていくことが望まれる。

また、公費である運営費交付金を確保するためには、国立大学法人に対する国民の信頼は不可欠である。全ての国立大学法人及び役職員は、社会のニーズを的確に把握し、我が国社会に有為な人材の育成と社会の様々な課題を学術の力で解決する責任を果たし、国民の信頼に応えられるような教育研究活動に努めていただくことを期待する。

(別紙1) 国立大学法人

1. 機能強化の方向性に応じた重点配分に係る評価指標の例

※ 機能強化の観点及び評価指標については、本検討会での意見を踏まえた例であり、具体的には概算要求に向けて詳細を検討する。

重点支援①

人材育成や地域課題を解決する取組などを通じて地域に貢献する取組とともに、強み・特色のある分野で世界ないし全国的な教育研究を推進する取組

【機能強化の観点例】

- 全学的かつ組織的な体制の下での社会ニーズを捉えた人材育成
(地域の発展・グローバル化・社会人の学び直し・地域の産業構造等を踏まえた人材育成など)
- 地域の政策課題の解決に向けた産学官の連携や大学等間ネットワークの構築
- 強み・特色のある分野を更に伸長する新興・融合分野の形成
- 強み・特色のある分野における国内外の大学等間共同利用・共同研究などによる拠点機能の強化

【評価指標の例】

- 「人材育成」に関する取組の指標例
 - ・地域教育（初等中等教育、職業教育、生涯学習等）への貢献状況
 - ・学生の就職状況（教員採用も含む（教員養成学部の場合））や就職先での評価の状況
 - ・（地域の）企業・自治体等へのインターンシップの実施状況
 - ・自大学以外への大学院進学の状況
- 「地域活性化」に関する取組の指標例
 - ・共同研究・受託研究の実施状況
 - ・（地域の）企業・自治体等との連携を促進させるための組織的な取組状況
- 「地域の政策課題の解決」に関する取組の指標例
 - ・地域との対話の場の設定や協定等による取組の実施状況
 - ・自治体の各種審議会等への教職員の参画状況
- 「強み・特色のある分野の研究の卓越性」に関する取組の指標例
 - ・論文（「著書等」を含む。以下同じ。）数・論文の被引用数の状況
 - ・研究成果に基づく受賞状況（学術賞、学会賞、芸術・文化賞、出版賞等）
- 「優れた教育研究を実施するための教職員体制の整備」に関する取組の指標例
 - ・他機関（当該大学以外の大学、民間企業、海外機関等）の勤務経験を有する教職員の状況など教職員の異動状況

- ・国際通用性を見据えた人事評価制度の導入、評価結果を待遇に反映する取組の実施状況
- 「国内外の大学等間共同利用・共同研究やネットワーク構築」に関する取組の指標例
 - ・（地域における）他の教育・研究機関と実践的な教育・研究を行う機能的ネットワークの状況

(注)

1. 「地域」の捉え方は、各大学の事情に応じて柔軟に設定ができる。
2. これらの取組を構想するに当たっては、外部委員会の設置や地方自治体の意見を聴取するなど広くステークホルダーのニーズを取り入れる機会を設けるよう配慮する。
3. それぞれの評価指標については、大学の規模の違いや、専門分野の特性を踏まえる観点から、教員一人当たりの状況等や学部・研究科等の単位で評価を行うことができるよう配慮する。

重点支援②

強み・特色のある分野で地域というより世界ないし全国的な教育研究を推進する取組

【機能強化の観点例】

- 当該分野における国内外で広く活躍できる人材の育成
- 当該分野の強み・特色を更に伸長する新興・融合分野の形成
- 当該分野における国内外の大学等間共同利用・共同研究やネットワーク構築による拠点機能の強化

【評価指標の例】

- 「人材育成」に関する取組の指標例
 - ・教育目的に合った就職先の状況、就職先での評価の状況
 - ・学部の入学者の状況（全国からの）
 - ・教育の特色とその成果の状況
- 「当該分野の研究の卓越性」に関する取組の指標例
 - ・論文数・論文の被引用数の状況
 - ・研究成果に基づく受賞状況（学術賞、学会賞、芸術・文化賞、出版賞等）
- 「国際的な存在感を高める研究」に関する取組の指標例
 - ・（当該分野における）国際共著論文の状況
 - ・（当該分野における）外国の大学や研究機関等との共同・受託研究の状況
 - ・（当該分野における）外国人留学生の状況
- 「当該分野の社会貢献」に関する取組の指標の例
 - ・大学発ベンチャーの設立、活動状況
 - ・知的財産の実用化の状況
- 「当該分野において優れた教育研究を実施するための教職員体制の整備」に関する取組の指標例
 - ・他機関（当該大学以外の大学、民間企業、海外機関等）の勤務経験を有する教職員の状況など教職員の異動状況
 - ・外国の大学で学位を取得した教職員の状況
 - ・国際通用性を見据えた人事評価制度の導入、評価結果を待遇に反映する取組の実施状況
- 「国内外の大学等間共同利用・共同研究やネットワーク構築」に関する取組の指標例
 - ・大学等と連携した教育研究の状況（全国的な拠点としての）

(注)

1. それぞれの評価指標については、大学の規模の違いや、専門分野の特性を踏まえる観点から、教員一人当たりの状況等や学部・研究科等の単位で評価を行うことができるよう配慮する。

重点支援③

卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に世界で卓越した教育研究や社会実装を推進する取組

【機能強化の観点例】

- 国際的な教育研究システムの導入による国際通用性のある人材育成
- 新興・融合分野の形成による大学院及び研究所・センターの機能強化
- 世界トップレベル大学や国内大学等とのネットワークの構築による国際競争力の強化

【評価指標の例】

- 「全学的な国際レベルの人材育成」に関する取組の指標例
 - ・大学院生の外国の大学や研究機関、外国企業への長期派遣の状況
 - ・外国人留学生や外国の大学との交流状況
 - ・教員に占める特別研究員（P D、 S P D）・海外特別研究員の採用状況
 - ・厳格な博士学位審査体制や博士課程修了者の就職状況
- 「世界最高水準の研究」に関する取組の指標例
 - ・論文数・論文の被引用や質の高い論文の状況
 - ・新興・融合分野を形成する仕組みや新たな教育研究組織等の設置状況
 - ・一定金額以上の共同研究・受託研究の実施状況
 - ・共同利用・共同研究や国内ネットワークを通じた全国的な研究レベルの向上に対する寄与の状況
- 「国際的な存在感を高める研究」に関する取組の指標例
 - ・国際共著論文の状況
 - ・国際学会での基調講演・招待講演や国際的なシンポジウム等の開催状況
 - ・外国の大学や研究機関等との共同・受託研究の状況
- 「研究成果の社会実装」に関する取組の指標例
 - ・大学発ベンチャーの設立、活動状況
 - ・知的財産の実用化や企業等との特許の共同出願状況
- 「世界最高水準の教育研究を実施するための教職員体制の整備」に関する取組の指標例
 - ・他機関（当該大学以外の大学、民間企業、海外機関等）の勤務経験を有する教職員の状況
 - ・外国の大学で学位を取得した教職員の状況
 - ・国際通用性を見据えた人事評価制度の導入、評価結果を待遇に反映する取組実施状況

(注)

1. それぞれの評価指標については、大学の規模の違いや、専門分野の特性を踏まえる観点から、教員一人当たりの状況等や学部・研究科等の単位で、評価を行うことができるよう配慮する。

(別紙2) 大学共同利用機関法人

1. 機能強化の方向性に応じた重点配分に係る評価指標の例

※ 機能強化の観点及び評価指標については、本検討会での意見を踏まえた例であり、具体的には概算要求に向けて詳細を検討する。

重点支援①

主として大型装置等を用いて世界の学術研究の中核として国際協力・国際共同研究などにより先導的なモデルとなる研究システムの創出につながる研究力強化の取組

【機能強化の観点例】

- 大学の機能強化に貢献し、開かれた共同利用・共同研究の推進
- コミュニティを結集して、大型装置等を用いながら、世界の学術研究の中核として推進される国際協力・国際共同研究の推進
- 大学全体を俯瞰する先導的なモデルとなる研究システムの創出

【評価指標の例】

- 「共同利用・共同研究体制の強化を通じた大学全体の機能強化への貢献」に関する取組の指標例
 - ・共同研究に参加した大学研究者・学生が、共同利用・共同研究によって得られた多様な研究成果（論文数、論文の被引用数、図書、学会発表等）の状況
 - ・研究者コミュニティ及び各大学の経営陣などユーザーサイドからみた有益度合い
- 「開かれた共同利用・共同研究の推進」に関する取組の指標例
 - ・共同利用・共同研究により実施（公募）している研究や共同利用・共同研究者の状況
 - ・共同利用・共同研究に係る情報提供・発信状況
 - ・大学院教育の推進・協力等を通じた人材育成への寄与状況
 - ・多様な産学官連携への貢献状況
- 「コミュニティを結集して、大型装置等を用いながら、世界の学術研究の中核として推進される国際協力・国際共同研究」に関する取組の指標例
 - ・国際的頭脳循環のハブとなる拠点の水準の状況（外国人研究者の招請、外国人研究者の受入れ、国際共著論文等）
 - ・国内外の関連コミュニティとの連携状況
 - ・国際的な学術誌のエディトリアルボードメンバーに加わっている研究者の状況
 - ・国際プロジェクトへの参加状況や国際的な研究機関としてのベンチマーク
- 「大学全体を俯瞰する先導的なモデルとなる研究システムの構築」に関する指標例
 - ・プロジェクトレベルで外国人を含む外部評価の実施状況
 - ・研究者人材の多様性、流動性確保の状況（女性研究者比率、内部昇格制限、テニュアトラック導入、女性研究者支援のための育児施設の確保など、外国人研究者に対するソフト支援、クロスアポイントメント導入、寄附講座の導入など）

重点支援②

特定分野における大学共同利用機関を中心とする大学間連携やネットワーク形成による新たな学問分野の創成に資する取組など、大学の枠を超えた研究拠点を形成・強化する取組

【機能強化の観点例】

- 大学の機能強化に貢献し、開かれた共同利用・共同研究の推進
- 大学全体を見据えた大学間連携やネットワークの構築などを通じた資源活用の促進や新たな学問分野の創生

【評価指標の例】

- 「共同利用・共同研究体制の強化を通じた大学全体の機能強化への貢献」に関する指標例
 - ・共同研究に参加した大学研究者・学生が、共同利用・共同研究によって得られた多様な研究成果（論文数、論文の被引用数、図書、学会発表等）の状況
 - ・研究者コミュニティ及び各大学の経営陣などユーザーサイドからみた有益度合い
- 「開かれた共同利用・共同研究の推進」に関する指標例
 - ・共同利用・共同研究により実施（公募）している研究や共同利用・共同研究者の状況
 - ・共同利用・共同研究に係る情報提供・発信状況
 - ・大学院教育の推進・協力等を通じた人材育成への寄与状況
 - ・多様な産学官連携推進への貢献状況
- 「大学間連携・ネットワークを通じた効率的な資源の活用の促進」に関する指標例
 - ・大学の枠を超えた人材や資源活用のネットワーク形成状況
 - ・ネットワーク形成を通じて図られている資源活用の効率化の状況（機器やエキスパート人材など）
 - ・大学等と連携したネットワーク構築状況（コンソーシアムの構築などを含む）と学術課題への対応状況
 - ・複数機関が参画する大型競争的資金等の獲得状況
 - ・他大学への教職員等の派遣状況
- 「大学間連携・ネットワークを通じた異分野融合・新分野創成の推進」に関する指標例
 - ・学際分野の広がりの状況や異分野間の連携推進状況、他機関・関連学会への協力状況
 - ・萌芽的研究テーマ発掘の取組状況
 - ・異分野融合・新分野創成を推進するための、組織の枠を超えた実効的な体制の整備・運用状況

重点支援③

大学全体の学術研究の基盤構築や運営等を効果的・効率的に推進する取組など強み・特色ある分野の教育研究を基礎として大学全体を支える研究環境基盤を構築・強化する取組

【機能強化の観点例】

- 大学の機能強化に貢献し、開かれた共同利用・共同研究の推進
- 大学全体の学術研究の基盤構築や運営等の効果的・効率的な推進

【評価指標の例】

- 「共同利用・共同研究体制の強化を通じた大学全体の機能強化への貢献」に関する指標例
 - ・共同研究に参加した大学研究者・学生が、共同利用・共同研究によって得られた多様な研究成果（論文数、論文の被引用数、図書、学会発表等）の状況
 - ・研究者コミュニティ及び各大学の経営陣などユーザーサイドからみた有益度合い
- 「開かれた共同利用・共同研究の推進」に関する指標例
 - ・共同利用・共同研究により実施（公募）している研究や共同利用・共同研究者の状況
 - ・共同利用・共同研究に係る情報提供・発信状況
 - ・大学院教育の推進・協力等を通じた人材育成への寄与状況
 - ・多様な産学官連携への貢献状況
- 「大学全体の研究活動を支える研究環境基盤を効果的・効率的に構築・提供」する取組に関する指標例
 - ・機構が提供する研究基盤の構築・運営状況（利用人数、利用機関数、年間稼働時間ジョブ数、学術資料・研究材料の収集数・提供数、データベースの構築・運用状況（データ数やデータベースへのアクセス数）、当該研究基盤によって得られる効率化の状況、当該研究基盤を活用した研究成果数、研究基盤の利用法についての講習会の開催状況など）

